

原告団

ニュース128号

目 次	
・裁判報告	1～5
・特別寄稿	6～8
・「4・9反核燃の日」全国集会中止の背景	9
・「最終処分地にしない条例」署名運動	10
・核燃を巡る動き	11
・お知らせなど	12

次回裁判 2021年6月18（金）午後1時45分～ 青森地方裁判所 円卓会議
午後2時～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

代表（弁護士）浅石 紘 爾

第1 最近の核燃情勢について

1. 廃棄物処分で原子力政策の綻びが顕在化

（1）福島第一原発の汚染水海洋放出の方針を決定

2021年4月13日、政府は国民の不安をよそに、とりわけ福島周辺海域で漁業に携わる人々の反対を無視して、トリチウムや他の核種が混在する汚染処理水を海洋放出する方針を決定しました。

トリチウムは自然界にも存在するから取り立てて騒ぐほどのものではないとか、原発で放出するトリチウムの規制値の40分の1に希釈するから人体に影響は無いと宣伝して、ますます増え続ける汚染水処分に向け強行突破を図ったのです。しかしトリチウムが体内に取り込まれるとDNAを損傷することは広く知られています。

「飲んでもなんてことないそうだ。もっと早くやったらと思う」と放言した麻生大臣の無知さは、かつて低レベルドラム缶に抱きついて無害性を証明しようとした中川元科技庁長官(故人)を彷彿とさせるものでした。

海洋放出は事故発生原因を作った東電に

とって最も安上がりでかつ安易な方策です。この方針の不合理性につき、原告団のアドバイザーで原子力市民委員会委員・プラント技術の会の筒井哲朗氏が雑誌『世界』に掲載された「廃炉への現実的道筋を提起する - 上」の要旨をニュースに寄稿して下さったのでご覧ください（6～8頁）。

六ヶ所再処理工場で海に流されるトリチウムは今回の海洋放出量（Bq）の9千倍以上に相当します。ですから、一年後に予定されている再処理工場の本格稼働はなんと少しでも阻止しなければなりません。

福島原発事故は他人事ではないし六ヶ所再処理工場が動けば青森県沖は言うまでもなく三陸海岸は風評被害どころか広範かつ甚大な汚染を被ることになります。

（2）高レベル廃棄物最終処分問題

北海道の寿都町と神恵内村が文献調査を受け入れました。

しかし周辺自治体では次々と拒否条例が制定されたり、道内でも市民会議が結成され反対の声が広がっています。寿都町でも見せかけの対話集会を止めさせる町民の声が上がり10月の町長選に向けての反対運動

も活発化していると聞いております。

同じ廃棄物処分問題を抱え高レベルガラス固化体の発生源である再処理工場の立地・運転に反対し、高レベル拒否条例制定運動中の私たち原告団としては、物心両面での支援をしていかなければならないと考えています。

その条例制定運動ですが、県民の会が発足して約9ヶ月経ちました。コロナの影響で戸別訪問や対面依頼が制約され思うように署名が集まっておりませんが、全国から原告団宛に既にたくさんの署名をいただいております。高レベル廃棄物の引き受け手がいなければ、原発と再処理は止まると言う合言葉のもと、県内だけでなく原子力に不安と疑問を抱く全国の大勢の皆様のご協力をさらにお願ひする次第です。（第一次集約は9月30日です）。

2. 原発ゼロ法案はいずこへ！

立憲民主党など野党が共同提案した原発ゼロ法案は、提案したのが2018年3月ですから、それから3年たなごらしにされたこととなります。この法案はすべての原発の速やかな停止・計画的廃止と再処理工場の廃止を<基本方針>に掲げ、原発については法案が成立してから5年以内に運転廃止を<目標>としています。原発廃止まで5年の猶予をつけたのは即時廃止による社会的、経済的影響を考慮して段階的廃止としたものです。

ところが立憲の枝野党首は、党分裂後の原子力政策の所信を問われ、西日本新聞やその記事をめぐる共同記者会見（2021年2月26日）において次のような発言をされました。

<西日本新聞記事>

「使用済み燃料の行方を決めないことには、少なくとも原子力発電をやめると宣言することはできない。

使用済み燃料の話は、政権を取ったとしても多分5年10年水面下でいろ

んな努力をしない限り無理です。政権の座に着いたら急に（原発ゼロを実現）できることはありえない。」

法案が成立すれば内閣は法律に拘束されるのに、この発言は自己矛盾も甚だしい支離滅裂なものと言わざるをえません。

<共同記者会見>

「原発ゼロのゴールは100年単位。

廃炉が終わって使用済燃料が安定的に保管されて初めて原発を止めたと言える。」

以上の代表発言は、原発ゼロを使用済燃料の処分問題とすり替えています。連合（電力総連）や国民民主党に気兼ねして原発ゼロ法案の骨抜きを図っているとしか思えません。

私たち福島原発事故を経験した国民の関心は、ゴール（使用済燃料の処分問題）ではなく、スタート（原発の再稼働ストップ）です。最終処分も大きな問題ですが、ともかく原発を止める政治決定と現実にこれを止めるまでの工程を一刻も早く示すことが喫緊の課題と言わなければなりません。10年、100年かかる廃棄物の処分が済んで初めて原発を止めたと言えるという代表発言は、法案を素直に読む限りどうしても理解できません。法案には5年以内に原発全廃、使用済燃料・放射性廃棄物の管理処分については政策のあり方を検討と明記されており、この文言から100年後でなければ原発ゼロが達成できないと解釈する人はいないでしょう。もし代表発言通りとすれば国民を欺く法案と言わざるをえません。

発電に全く寄与していない再処理は即時廃止でも社会的影響は皆無と思われませんが、これも100年後のゴールを待つことになると、青森県は高レベルの最終処分地にさせられるのではないかという私たちの不安は杞憂ではないと言ふこととなります。

いずれにしても衆議院選挙を間近に控え、立憲は公約を明確に示し国民の疑問と誤解を糾すのが公党の責任ではないでしょうか。

3. 六ヶ所再処理工場の核物質防護対策は大丈夫か

4月14日、規制委員会は、東電・柏崎刈羽原発の事実上の運転禁止命令を出しました。これにより、本格稼働目前の7号機は燃料装填・搬入等の移動が禁じられ、運転は不可能になりました。命令の理由は、原発内15ヶ所でテロ目的などの侵入を検知する設備が故障していたり、所員が同僚のIDカードを不正使用して中央制御室に入るなど、核物質防護対策に不備があったためです。

似たような不祥事は、2020年8月5日六ヶ所再処理工場でも起きており、2020年9月4日規制庁から嚴重注意を受けています。事案は、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内のグローブボックスの上部に設置されたプルボックス（プルトニウム在庫量のデータなどを伝送する電線管を収納する鋼鉄製の箱）に取り付けられた査察用封印用ワイヤー2本が破断。過去にも同様の事例が7件あったそうです。

プルトニウム在庫量は核物質防護の最重要情報であり、嚴重注意は甘々の処分に思えてなりません。

核防護対策が甘い六ヶ所では、これからも同様のトラブル発生が予想されます。

第2 特別学習会のお知らせ

6月18日の裁判終了後、新訴原告（原告・支援者・マスコミ）のための論点解説を行ないます。

日時：6月18日（金）15:20～17:40

会場：ねぶたの家 ワ・ラッセ

交流学習室1（青森駅隣）

- ・核燃裁判の総括と今後の裁判方針（浅石代表）
- ・新訴解説
 - 地震・基準地震動（海渡代理人）
 - 火山（中野代理人）
 - 航空機墜落（伊東代理人）

重大事故（澤井氏）

第3 次回裁判

- ・次回裁判 6月18日（金）
 - 13:45～進行協議
 - 14:00～口頭弁論

- ①求釈明書
- ②争点整理・訴訟進行に関する意見書提出
- ③準備書面

- ・次々回裁判（予定）9月24日（金）
時間は同上

※新訴の被告答弁に対する反論を予定。

- ・次々次回裁判（予定）12月24日（金）
時間は同上

準備書面要約

準備書面（181）—原子力安全規制の崩壊— —新規制基準はフクシマの教訓を カバーしていない—

筒井哲郎氏（プラント技術者の会、原子力市民委員会）の担当により、新旧の安全指針の不備について論じたものです。

第1 原発の安全指針の不備

1. 原発は、3重の多重防護と5重の壁に守られているから、シビアアクシデントは起きないという安全神話の下で原発は運転されてきた。しかし、福島原発事故により、この安全神話はもろくも崩れ去った。

この安全神話を支えてきたのが、安全指針類である。原因は、安全指針類に欠陥があったか、それに基づく審査に誤りがあったからである。

2. 旧安全指針の不備・欠陥について

(1) 立地審査指針について

① 原発が万が一の事故に備えて、公衆の安全を確保するため、立地条件の適否を

判断するための指針が「立地審査指針」である。

原子炉の立地条件は、非居住区域であること、低人口地帯であること、原発の敷地は人口密集地帯からある距離だけ離れていること、の3つとされている。しかし、福島原発事故は現実には起き、広範囲・高線量の汚染をもたらした。その理由について規制当局のトップらは、「事故が起きても放射能があまり出ないような甘々な評価をしていたこと」によると反省・弁解する。

更に、「重大事故・仮想事故でも放射能は敷地内にとどまり、原発の安全性は、敷地内で確保されている」と評価し、逆に言う「敷地外に放射性物質が拡散しないものを重大事故・仮想事故と称する同義反復（トートロジー）」をもって安全性は確保されると言い続けてきた。

このような悪質な論理的トリックが福島原発事故によって吹き飛ばされ、指針適用の誤りが明らかになったのである。

従って、住民の安全を確保するためには、少なくとも福島原発事故と同様の事故及び放射能の拡がりを想定した立地審査指針・離隔要件の判断をし直すよう基準を改訂すべきであった。

② 新規制基準

ところが、規制委は、立地評価における仮想事故は原子炉格納容器の性能評価に際しての想定事故とすることに変え、事故評価はシビアアクシデント対策の有効性評価により対応することとし、従前の離隔要件は適用しないこととした。

しかし、立地審査指針は、万が一の事故発生時に住民を被ばくから保護する基準であり、万が一の事故が起こらないようにすることを目指すシビアアクシデント対策では代替不可能である。

（2）共通要因故障について

安全設計審査指針は、設計基準事故では単一故障しか仮定しなかったため、福島原発事故では一つの原因（地震・津波）で必要な安全機能が同時に全て故障した。指針

では、この共通要因故障を想定した設計になっていなかった。

ところが、新規制基準では、共通要因故障は設計に導入せず、シビアアクシデント対策で対応すれば良いとし、しかもその方法は可搬型設備という小手先の対策によって対応しようとするものであって、安全性は確保できない。

（3）外部電源について

安全設計審査指針は、外部電源の確保を要求している。

ところが、外部電源設備の重要度分類は、最低ランク（Cランク）にされているため、地震により送電鉄塔の倒壊、送電線の断線などにより、福島第一原発は全電源喪失の事態に陥った。

ところが、新規制基準では重要度分類の格上げはなされず、独立した2系統の外部電源から受電を要求するだけで、外部電源の耐震性を高めようとしなかった。

（4）全交流電源喪失の時間について

安全設計審査指針は、短時間の全交流電源喪失を想定すればよいとしている。その時間は明確な根拠もなく、わずか30分とされてきた。その設計方針の誤りは福島原発事故の発生から明白である。

新規制基準は、電源設備の種類と容量を増やし、想定時間は外部電源喪失時は7日間、非常用電源喪失時の電気供給時間についても規定されたが、判断基準があいまいであるため実効性に疑問がある。

（5）残余のリスク

策定された地震動を上回る地震動により生じる被ばくのリスクを「残余のリスク」と呼ぶが、耐震設計審査基準はこのリスクをできるだけ小さくする努力が払われるべきであると規定している。しかし、この規定は努力目標であるばかりか、「合理的に実行可能な限り」という緩やかな規制になっており実効性に欠ける。新規制基準において、この点の見直しはなされていない。

3. 新規制基準のその他の不備について

(1) 地震・津波の想定手法の見直しは不十分である。

活断層の定義、施設の建設禁止などの基準新設には一定の評価がなされるものの、地震動レベルを決定する具体的基準が示されていないため、残余のリスクを無くする安全対策がとれていない。

また「震源を特定せず策定する地震動」を検討するに際して、17年間という短い期限に起きた16の地震しか対象にしていないのは、過小評価である。

(2) 5層目の深層防護の不備

原発事故に伴う緊急時対応即ち避難計画を中核とする防災計画は5層目の防護として必要不可欠な対策であり、これは国際基準となっている。NRCは原発の建設と運転の許可条件としているが、新規制基準は、原子力防災計画を原発稼働の許可条件とせず、自治体まかせにされており、住民を被ばくから守る機能を果たしていない。

第2 本件再処理施設の安全指針

1. 立地評価の欠落

(1) 本件施設の立地評価は、核燃料施設安全審査指針により立地条件の審査を、また、再処理施設安全審査指針により「立地評価事故」を想定した評価をすることとしている。

このように、本件施設でも、前述した原発と同様の立地評価がなされる規制となっていたが、本件施設の指定処分時において想定された立地評価事故は過小評価であることが、福島事故で明白となった。

(2) ところが、新規制基準には、立地審査指針の定めが欠落している。これは伊方裁判の「具体的な審査基準に不合理な点」がある場合に該当する。

仮に、上記指針が存続している場合には、立地指針の原則的立地条件（①事故誘因のないこと②離隔要件）が審査されるべきであるが、本件適合性審査ではこの点を検討しておらず、審査には「看過しがたい過誤・欠落」がある。

(3) 立地評価事故の想定は、本件施設と住民との離隔が適切に確保されているか否かを判断することを目的とする。

ところが、福島事故により、前述のように立地審査指針運用の誤りが明白になったのであるから、その反省に立って新たな立地評価基準を設けるべきであったが、そのような対策を立てず「重大事故対策の有効性評価をすることで立地評価に代替する方針」をとるに至った。

しかし、この方針は、重大事故対策が有効に働く場合の考え方であり、有効に働かない場合（巨大地震、津波、巨大噴火、航空機墜落による大規模損壊などによる大事故の発生）はそのようにならないが、それは考えないというのである。このような対策が不合理であることは言うまでもない。

重大事故対策は可搬型設備頼みの有効性に乏しいものである。また、原子力防災対策も、被ばく範囲の過小評価（UPZ半径5km）、実効性を欠く避難計画に照らして住民の被災防止に役立たない。よって、立地評価による安全規制の必要性は依然として重要であり、これを欠く新規制基準は違法である。

2. 新規制基準には、その他にも多くの不合理な点があり、「世界最高水準の安全基準」とは程遠く大事故の再発が予想される。

第3 求められる司法の積極的な姿勢

田中元規制委員長は、「新規制基準に適合していること自体をもって施設が安全とは言えない」旨の発言をしている。

そうであれば、裁判所は、人権擁護の機関として、専門技術裁量論にとらわれることなく、新規制基準が旧安全指針の欠陥を克服し、合理性を持つかを積極的に審理する姿勢を示すべきである。

筒井 哲郎 (原子力市民委員会委員・プラント技術の会)

地元復興を妨げる汚染水放出

1. 汚染水海洋放出計画と地元の反対

福島第一原発内で溜まり続けるALPS（多核種除去設備）で処理された汚染水は今なお増加の一途を辿っており、総貯留量は2020年9月時点で約123万m³に達した¹。敷地内には1,000基を超えるタンクが林立し、東電は敷地内での最大可能貯留量の137万立法メートルには2022年の夏に達するとしている。政府は地元福島県漁連をはじめとする多くの団体や市民の強い反対を押し切って、4月13日に海洋放出の方針を発表した。

2. 汚染水が蓄積された理由

2011年の原子炉メルトダウン以降、デブリを冷却し続けることが必要であった。折しも原子炉建屋、タービン建屋の地下階に、放射能を含んだ地下水が漏れこみ、その中の高濃度汚染物質であるセシウムと塩分を除去して格納容器内に循環し、デブリ冷却に用いる冷却システムを設けた。その結果が図1のシステムであり、トリチウム水は除去不可能のためにタンク内に蓄積された。

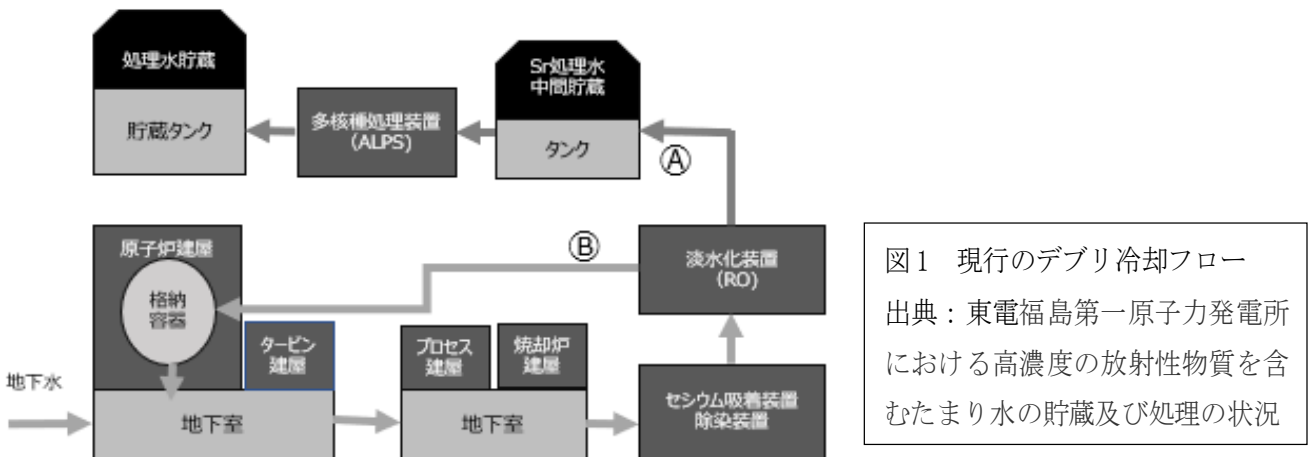


図1 現行のデブリ冷却フロー
出典：東電福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の貯蔵及び処理の状況

3. 蓄積された汚染水の保管方法

蓄積された汚染水の処理方法について私たちは以下の2案を提言している。

① 大型堅牢タンクによる保管の継続

石油備蓄等で多くの実績を有する大型で堅牢なタンクに長期保管し、半減期12.3年のトリチウムの減衰を待つというものである。例えば、現在保管されている平均濃度73万Bq/L、総量約860兆Bqのトリチウム水を、地下水バイパスやサブドレン放流²などの運用目標値1500 Bq/Lまで減衰させる期間は約110年である。この場合、総量は現状の500分の1である約1.8

1 東京電力処理水ポータルサイト <https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/>

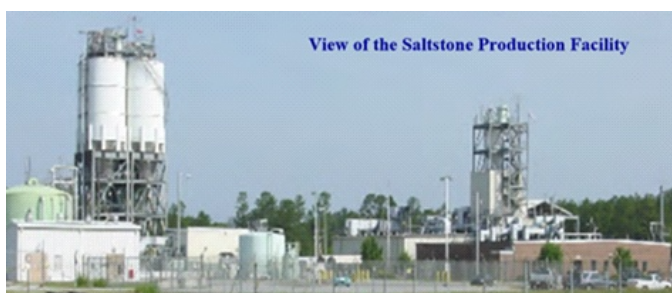
2 地下水バイパスは汚染敷地の上流で、サブドレンは原子炉とタービン建屋の周囲で、それぞれ地下水を汲み上げ、建屋ピット内に流れ込む水量を抑制している。現在、トリチウム濃度が運用目標値1500Bq以下であることを確認後、海洋に放出している。

兆Bqとなり、福島第一原発事故発生以前に1～6号機から放出されていた年間海洋放出量(実績：1～2.6兆Bq)程度まで減少する。

② モルタル固化による永久処分

汚染水をセメント、砂と共にモルタル固化させ、予め設置したコンクリートタンクの中に流し込むという既存技術による処理である。廃止措置に入っている米国のサバンナリバー核施設において、現在大規模に実施されている(図2)。

(2018年10月に完成した
12万m³大型コンクリートタンク)



(モルタル製造プラント)



図2 サバンナリバー核施設における
コンクリートタンク建設現場

利点は何といても海洋放出リスクを半永久的に遮断できることであり、加えて、既存の土木技術で容易に施工が可能であること、固化後もトリチウムの減衰が進み、年月による劣化に対してもリスクは少ないことなどである。弱点はセメントや砂と混ぜるため容積効率が低いことで、水での保管と比べると約4倍の容積を必要とするが、東電敷地北側の廃棄物保管用諸施設予定地等の活用が可能であると考えられる。

実は、このモルタル固化案はトリチウム水タスクフォース報告書³に「地下埋設案」として選択肢のひとつに挙げられている。米国サバンナリバー施設同様に半地下タイプとすることで監視体制が容易になり、コスト削減も期待できる。

4. デブリに閉じ込められたトリチウム

東電によると⁴、現在タンク内に貯留されているトリチウム量は約860兆Bqであるが、2020年1月1日時点での評価は2,069兆Bqとされている。すなわち、最大で約1,200兆Bqがまだデブリならびに建屋内に残存している。このことを勘案するとトリチウムの放射能減衰は極めて長期間にわたると考えられ、汚染水問題は短期の解決が期待できない。

3 政府(経産省傘下)の汚染水処理対策委員会の下に設置された専門委員会。複数のトリチウム水の処理方法について2016年6月3日に技術的視点より報告書を取りまとめた。

4 第14回ALPS小委員会(2019年12月23日)資料3「ALPS処理水の貯蔵・処分のケーススタディ」

5. 受動的空冷システム

それに対して私たちは、デブリの早急な取出しをせず、現状のままに固定化して、100年以上の長期間にわたって原位置で保管することを提唱している（「長期遮蔽管理方式」という）。

デブリの発熱量は、東電が2019年から2020年にかけて行った注水停止試験での温度上昇測定データにもとづいて私たちが計算したところ、安全側に推定して、1号機では40kW、2・3号機では45kWである。

図3に示すように、デブリを現在の存在場所に静置したまま、原子炉圧力容器内および格納容器の内側は窒素ガスの自然対流によって冷却し、格納容器の外側は空気自然通風によって冷却すると、完全な受動的空冷システムを形成することができる。

水冷方式からこの空冷方式への切り替えることにより、原子炉建屋内をドライ化することができ、冷却水が不要になってトリチウム汚染水の増加を止めることができる。

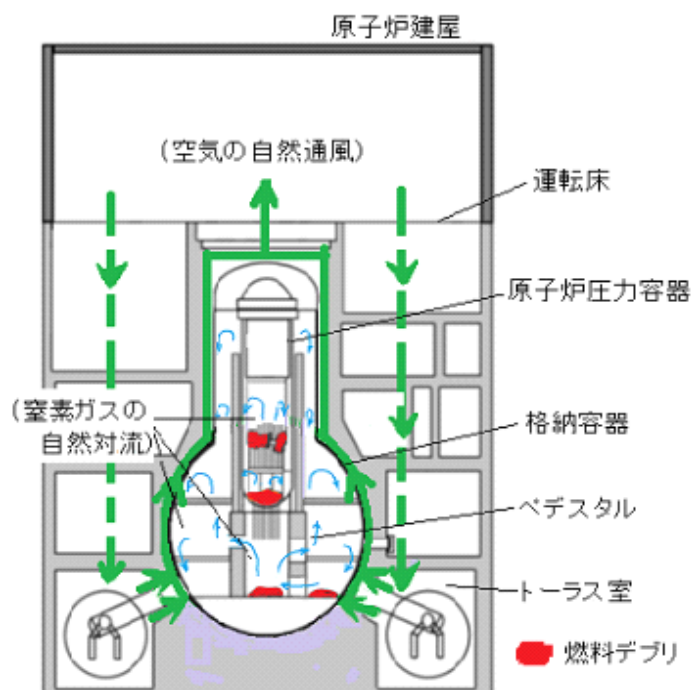


図3 受動的空冷システム概念の説明図

6. 六ヶ所再処理施設のトリチウム年間放出管理目標値

六ヶ所再処理施設のトリチウム放出管理目標値は、 $1.8E+16$ Bq (1.8京Bq) と規定されている。これは、福島第一原発の通常運転時の管理目標値22兆Bqの約1,000倍、通常運転時の実績値約2兆Bqのほぼ10,000倍にあたる。この問題は事故後の福島第一原発のトリチウム汚染水と同様の問題を孕んでいる。本稿で提言したと同じコンクリートタンク方式を真剣に検討すべきである。

『「4・9反核燃の日」全国集会』

中止の背景

事務局長 山田清彦

今年の4・9反核燃全国集会開催に向けて、昨年5月以降に「止めよう再処理！百万人署名」をスタートさせました。新型コロナ対策を取る必要があり、対面での署名集めが大変難しい中でありましたが、今年の集会開催までのスケジュールで、全国各地で署名の取り組みが行われました。

集会の実行委員会には原告団も参加しているので、集会の準備作業については、昨年末から準備に協力してきました。

特に、ポスターの作製、集会参加のチラシ作製、集会アピール、基調報告、要請文等の作成に関わり、3月の上旬にはおおよその準備が整っていました。

ところが、原子力小委員会で急に使用済MOX燃料の再処理計画が取り上げられたことから、急遽書き直しの必要が出て、その文書を作成したところでした。

もともとは全国集会と名乗っているのに、各地で新型コロナの収束が出来ない中で、本気で全国集会を行うのか心配な声が集まっていたので、急遽青森県内の動員者を中心に約200名の参加態勢で行うという決定までしました。その場合でも、全国原水禁の代表者と福井県からの参加者（むつ市の中間貯蔵施設への関西電力からの搬入の話について、情報共有を兼ねて参加が決まっていた）が来て報告することと、13通の要請文（自治体、事業者、国）を4月9日に提出することを予定して、8日には大間での宿泊等も考えて準備していました。

ところが、直前になって青森市内でクラスターが発生したということから、一気に4月10日の集会を中止する方向に傾きました。

本来は青森県内だけの参加の模様を全国に配信する準備をしていたし、4月11日の六ヶ所再処理工場正門前の抗議集会も配信する予定でしたが、（配信の準備を整えた後でした）全部中止となりました。ただし、折角要請文を作ったので、12通を郵送し、青森県知事に

宛てたものを9日に県庁内で提出することになりました。

集会の実行委員会として提出することになったので、私も一緒に参加しましたが、県の担当者の答えは毎回ほとんど同じです。

「日本原燃が事業を行うに当たって、国が安全を管理しており、県はそれを注視している」と35年近く担当者が答えてきたのです。福島原発事故が起きようが、もんじゅの研究が中止になろうが、県の担当者の答えはいつも同じというのが不思議でならない。

これまで要請文と一緒に公開質問を提出し、その回答を貰って終わりでしたが、これからはマスコミを通して回答を公表することになっています。現時点で、大間町、東通村、青森県、六ヶ所村、日本原燃、リサイクル貯蔵の6カ所から回答が届いているので、近日中に記者会見を通して公表する予定です。

なお、4・9集会で発表予定の署名の集約については、4月30日現在で525,362筆をカウントしています。

対面での署名のお願いが難しいという中で、新型コロナの拡大時期にもかかわらず50万筆を超えたことはすごいと思います。署名にご協力いただいた皆さんには心から感謝申し上げます。

昨年と今年の開催は見送られましたが、新型コロナの収束等が果たせれば、来年こそは3年ぶりに全国集会を開催することになるでしょう。

その時には、もしかしたら六ヶ所再処理工場の安全対策工事が行われているかもしれません。

今も急いで工事していて、1日24時間フル工事体制に近い中で、着々と準備しているという情報もあります。そうなると、1度の工事ミスでも、後戻りできない可能性があります。結局は、「急いで事は仕損じる」になる可能性があります。過ちを言い出すことが出来ない環境で、工事が行われているようです。

その出来損ないの再処理工場が運転操業されないように、監視を強化する必要があります。

「青森県を最終処分地にしない条例」 制定を求める署名のお願い

六ヶ所村内にチラシ配布行動

昨年2020年8月、子どもたちに負の遺産を残さない「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない条例」制定を求める県民の会が結成されて、9カ月。

コロナ禍の中でなかなか思うように動きが取れず、会議等を計画しても中止になるなど思うように進めることが出来ないでいますが、この間、核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会での毎月街頭署名活動、それぞれの団体等で独自で学習会等が進められ、団体、個人いろいろな形で、県内外から、事務局に署名が届いています。

今回、5月15日、16日に念願であった、六ヶ所村全域のチラシ配布行動を終えることが出来ました。

戸別訪問での署名活動が難しくなっている状況の中、どうしたら、村内にこの運動を伝えることができるか、検討し、ハトロン紙封筒に「署名用紙・署名のお願いの文書・最終処分地にしない条例制定を求める内容のチラシ2種類・返信用封筒」を入れ、各戸に配布することが出来ました。

5月15日は41名、16日は23名、青森市・弘前市・八戸市・十和田市・その他の皆さんが2時

間も時間をかけての参加。

両日とも天気にも恵まれ約2800通のポスティングを行い、街頭宣伝も村内9カ所で署名のお願いを訴えることが出来ました。

六ヶ所村は現在4900世帯、内レークタウン（原燃宿舎等）地域が1000世帯。

この状況からも、六ヶ所村民は多かれ少なかれ原燃関係の仕事に関わっているのが現状です。それでも、「核燃料サイクル事業」は受け入れてたが、「最終処分地」になることへの不安は大きいと思います。

今回、チラシを見て署名し、封筒に入れ郵送（着払い）してくれる人は何人いるのだろうか？、不安はある。少ない返送であろうと、この運動を六ヶ所村民に伝えることはとても大切なことだと信じ、配布行動ができたと思います。

県民の会では、青森県内での街宣行動や長谷川公一氏による講演会（8月28日青森市・29日八戸市）、生協店舗での署名運動計画・賛同団体独自による街頭署名等が計画されています。

事務局を担当することになった原告団としても最善を尽くし、この署名運動の成功に向けて取り組んでいかなければなりません。

まだまだ、署名も資金も足りません。

皆さんのご協力をよろしくお願いします。

原告 三沢市 伊藤 和子

（「条例制定を求める県民の会」会計担当）

5月16日
東奥日報記事

最終処分拒否条例を
市民団体が署名開始
5.16
T0 六ヶ所
高レベル放射性廃棄物の
最終処分場受け入れを拒否
する県条例の制定を目指
し、市民団体「条例制定を
求める県民の会」は15日、海
外返還のガラス固化体（高
レベル廃棄物）を一時保管
している六ヶ所村で署名活
動を始めた。同会は来年8
月ごろまで県内外に呼び掛
けて署名を募り、同9月の
県議会に署名を添えた請願
を提出する予定。
同会が原子力施設の立地

自治体で署名活動を行うのは初めて。反原発・反核燃
団体や消費者団体などの関
係者ら40人が同村に集ま
り、各戸にパンフレットと
署名用紙を配った。16日ま
でに約3千部を配布する。
街頭では、村内で反核燃
運動をしている菊川慶子さ
んや県反核実行委員会の今
村修委員長らが「自然豊か
な六ヶ所を『核のごみ』捨
て場にしてはならない」と
訴え、署名への協力を呼び
掛けた。
（加藤景子）



六ヶ所核燃などを巡る動き

2021年

- 2 25 日本原燃の増田尚宏社長：2月から原子力安全推進協会の支援を受けていることを明らかにした。同協会は原子力の産業界が2012年に設立した自主規制組織。再処理工場の完工とその後の運転を見据え、助言や評価、勧告などを行う。
- 26 電気事業連合会（電事連）：プルサーマル発電の新たなプルトニウム利用計画を公表。計画の改定は、2010年9月以来。計画では21～23年度の3年間で、原発3基で計2.3トンのプルトニウム利用を想定。
- 3 1 電源開発（Jパワー）：大間原発の運転開始時期を「未定」とする2021年度の供給計画を提出した。「未定」の届け出は12年度から10年連続。
 - 2 東北電力：企業版ふるさと納税制度を活用し、青森県東通村の地域再生計画事業（2020～24年度）に総額10億円の寄付を申し出たと発表した。
 - 3 日本原燃：再処理工場構内（屋外）で昨年11月に発生した水中ポンプ油圧作動油の漏えいについて、部品にできた横1ミリ、縦0.15ミリの傷により、羽根車を回すための作動油と、川から取り込んだ水との圧力のバランスが崩れたことが主な原因と判断した。
 - 4 東京電力ホールディングス（HD）：原発建設予定の青森県東通村に、5年間で30億円規模の資金拠出の検討が判明。東通原発は福島第1原発事故後に工事が中断、財政支援で良好な関係を維持する狙い。
 - 7 さようなら原発・核燃『3.11』青森集会：ウェブ上で開かれ、県内各地で反原発・反核燃活動に取り組む市民団体や、福島県大熊町、南相馬市の関係者らがメッセージを発信し、原子力・核燃料サイクル政策の中止、施設の廃止などを要求し、青森県知事には県独自の安全性検証を行うよう求める決議文を発表した。
 - 9 日本原燃：再処理工場敷地内で、全電源喪失を想定した冬季訓練を行った。
- 10 原告団：核燃研を開催。
- 13 原告団：事務局会議を開催。
- 16 核物質管理センター：再処理工場⑦内の六ヶ所保障措置センターで火災が発生し、消火に当たった職員2人の顔などに放射性物質が付着。同センターは核不拡散を目的に、日本原燃から提出される試料の放射性物質濃度などを分析している。
- 16 使用済燃料再処理機構：日本原燃に委託する使用済燃料の再処理量や時期などを示した「実施中期計画」の認可を経済産業省に申請した。計画は2021年度から3年間。21、22年度の再処理量はゼロ、23年度は燃料70トン进行处理しプルトニウム0.6トンを回収する見込み。
- 19 原告団：核燃裁判。「原子力安全規制の崩壊—新規規制基準は福島マの教訓をカバーしていない」と題した準備書面を提出。
- 22 経済産業省資源エネルギー庁：MOX燃料を巡り、使い終わったMOX燃料をさらに再処理する技術を「2030年代後半」をめどに確立させる方針を示した。
- 24 日本原燃：低レベル放射性廃棄物埋設センターで、廃棄体のドラム缶をつり上げるクレーンのつり具の部品が変形したと発表した。
- 25 六ヶ所村：核燃料サイクル施設で重大事故時の住民避難や防護措置を定めた「村原子力災害避難計画」を策定。
- 30 日本原燃：2021年度の輸送計画を公表。返還ガラス固化体と使用済燃料の受入れは5年連続でゼロ。
- 30 日本原燃の増田社長：定例記者会見で、使用済MOX燃料の再処理は「技術的にできないことはない」との認識を示した。国が2030年代後半を目標に研究開発を加速させる方針。
- 4 2 日本原燃：再処理工場の前処理建屋で、安全蒸気ボイラー1基の機能が喪失したと発表。
 - 6 原告団：核燃研を開催。
 - 9 4・9反核燃の日全国集会実行委員会：青森県知事に対して核燃施設等の中止を求める要請文提出。
 - 13 原告団：事務局会議を開催。
 - 13 日本原燃：再処理工場の完成に必要な「使用前事業者検査」に関し、放射線量が強く実施困難な場所での代替検査の考え方を今月中に提示すると明らかにした。
 - 14 原子力規制委員会：柏崎刈羽原発の事実上の運転禁止命令を正式決定した。核物質防護不備を巡り、原子炉等規制法に基づき同原発での核燃料の移動を禁じる是正措置命令を出す。
 - 27 原告団：核燃研を開催。
 - 28 東北電力：東通原発1号機で行う安全対策工事の完了時期を2021年度から24年度に3年延期すると正式に発表した。延期は5回目。
- 5 8 原告団：事務局会議を開催。
 - 15～16 青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない条例制定を求める会：六ヶ所村内ポストイグ。

お知らせ

★核燃裁判 日時：2021年6月18日（金）14:00～ 場所：青森地方裁判所

★特別学習会 日時：2021年6月18日（金）15:20～17:40
会場：ねぶたの家 ワ・ラッセ 交流学習室1（青森駅隣）
（詳細につきましては、裁判報告3頁をご覧ください。）
（この学習会は、後日YouTubeで配信します。）

★2021年大MAGROCK VOL. 13&第13回大間原発反対現地集会（Web開催）
日時：2021年7月18日（日）11:00～14:00
（詳細は同封のチラシをご覧ください。）

メールアドレス登録のお願い

お知らせ、情報をお送りするために、皆さまのメールアドレスを教えてください。
下記、原告団アドレスにメールを頂ければ幸いです。件名に「メールアドレス登録」
本文にお名前とご住所をお願いします。（ZOOMでの学習会等の開催も検討中）

カンパを戴いた方々です（敬称略）。ありがとうございました。

「個人情報保護のため、お名前の公表を控えます。」

編集後記

季節の移り変わりは早く、桜の季節は瞬く間に過ぎ、ここ八戸でも初夏を思わせるような暖かな日が続いています。

コロナの脅威は1年以上も続いていて、収束の時期は見通せません。

こんな中、「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない条例」の制定に向けて署名活動が始まっていますが、街頭での署名も対面で行うことからできない状態の中、原告団の皆様から送られてくる署名用紙は本当にありがたく、私自身ももっと頑張らなければと勇気付けられます。

福島原発事故から10年が過ぎました。事故当時は「日本から原発は無くなる」と確信しましたが、それが実現することなく、運転期間を原則40年としている原発の延長運転も決まり、老朽原発の危険性はさらに高まっています。

福島では放射能を気にしながら生活している人、故郷を離れて生きなければならない人がいます。

事故の過ちを繰り返さないためにも、原発・核燃反対の声を上げ続けます。（s.y）

会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に、2021年度会費納入の振込用紙を同封いたしました。何卒よろしくお願い致します。

会員・サポーター募集中！！ 核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9
浅石法律事務所内
TEL/FAX 0178-47-2321
郵便振替:02300-9-37486

『核燃阻止原告団』

会 員 /年間6000円（購読料共）
サポーター /年間3000円（購読料共）

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>